

第6章

温室効果ガス削減に向けた取組(緩和策)

第6章 温室効果ガス削減に向けた取組(緩和策)

6-1 各主体の責務

温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者は、各々が責務を負うとともに、協働して取組を進めます。「川越市地球温暖化対策条例」で規定している各主体の責務は以下のとおりです。

(1)市

- ・市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、実施するものとする。
- ・市は、市民、事業者、民間団体及び滞在者が行う温室効果ガスの排出の削減等を促進するための措置を講ずるものとする。
- ・市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。

(2)市民

- ・市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(3)事業者

- ・事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(4)民間団体

- ・民間団体は、その活動に関し、温室効果ガスの排出の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。
- ・環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された民間団体は、その活動を通じて、地球温暖化の防止に関し、市民、事業者及び滞在者の理解を深め、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働を促進するように努めるものとする。

(5)滞在者

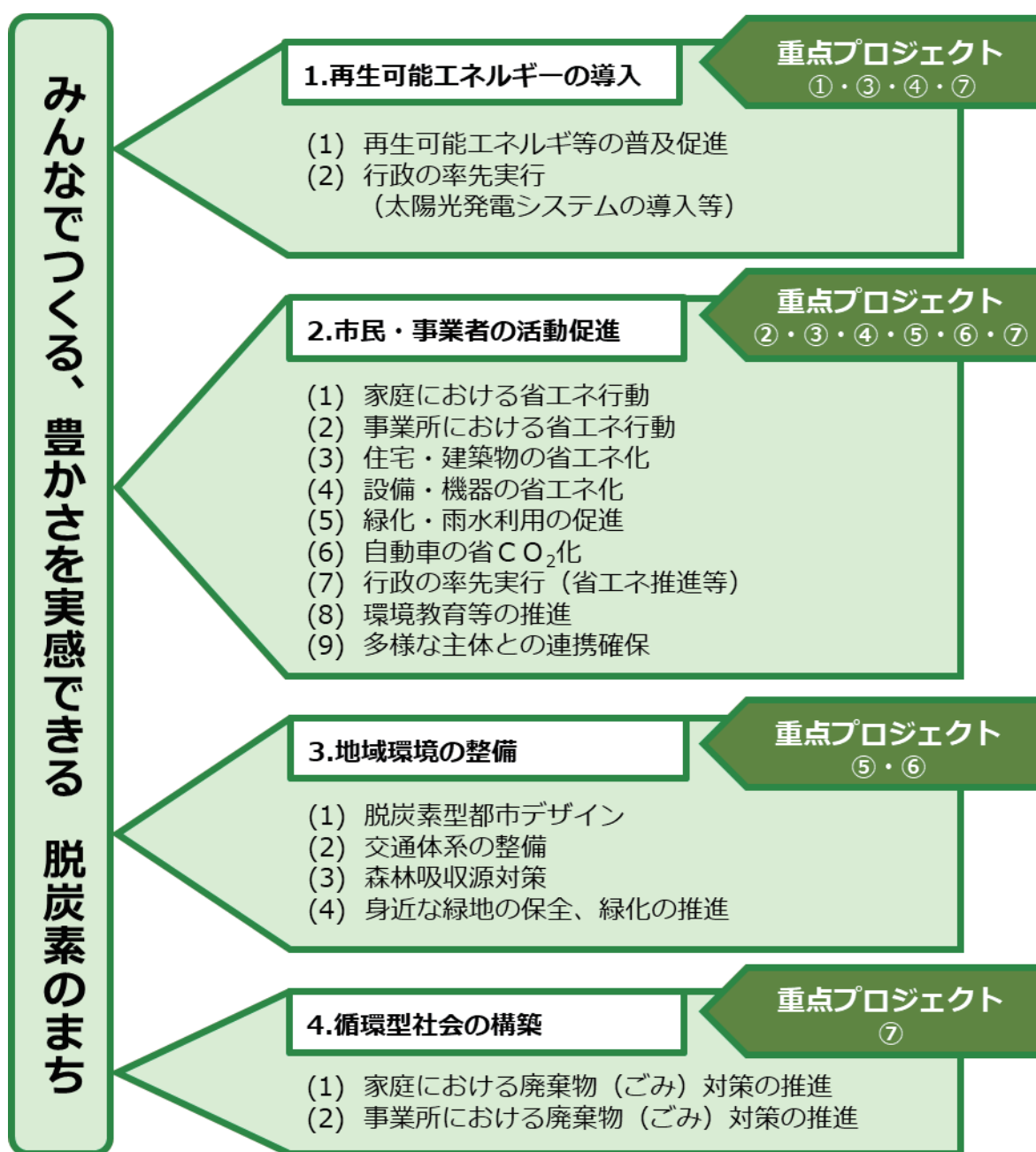
- ・観光旅行者などの滞在者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の削減に努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。

6-2 市の取組（施策）

市の施策体系を以下に示します。

将来像として掲げる「みんなでつくる、豊かさを実感できる 脱炭素のまち」の実現に向けて、2050 年度（令和 32 年度）を見据えつつ、本計画に掲げる 2030 年度（令和 12 年度）の目標を達成するため、4 つの施策、7 つの重点プロジェクトにより取り組んでいきます。

図 55 市の施策体系



1 再生可能エネルギーの導入

(1)再生可能エネルギー等の普及促進

①太陽光発電システムの普及促進

- ・補助制度、太陽光発電システムの共同購入、PPA*モデルの周知等により、住宅用太陽光発電システムの普及を促進します。《重点①・④》
- ・ビルや工場への太陽光発電システムの普及を促進します。《重点①・③》
- ・営農型太陽光発電システムの普及を促進します。

②太陽熱利用機器*の普及促進

- ・補助制度等により、住宅用太陽熱利用機器の普及を促進します。《重点①・④》

③その他の再生可能エネルギー等の普及促進

- ・情報提供等により、その他の再生可能エネルギーの普及を促進します。
《重点①・⑦》
- ・水素等の先端環境技術の活用に向けた調査研究を行います。

(2)行政の率先実行（太陽光発電システムの導入等）

①太陽光発電システムの率先導入

- ・公共施設では、災害時の代替エネルギーとなることも含めて、太陽光発電システムの導入の推進及び適正な維持管理を行うとともに、その他の再生可能エネルギーの活用について検討します。《重点①》

②廃棄物発電*・廃熱利用*の推進

- ・資源化センターにおける廃棄物発電や廃熱の有効活用を図ります。《重点①》

③省エネ機器等の率先導入

- ・公共施設におけるLED照明等の省エネ機器の導入を推進します。

④再生可能エネルギー由来電力の利用

- ・公共施設では、可能な限り再生可能エネルギー由来の電気を使用します。《重点①》

再生可能エネルギーとは？

エネルギー源として永続的に利用することができる「太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス*、地熱」などから造られ、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、優れたエネルギーのことです。

現在の主要なエネルギー源である、石油・石炭などに代わるクリーンなエネルギーとして注目されています。



出典：環境省「こども環境白書 2012」

2 市民・事業者の活動促進

(1)家庭における省エネ行動

①エコチャレンジファミリー認定事業の推進

- ・省エネ活動に取り組む家庭を認定する「エコチャレンジファミリー認定事業」を推進します。《重点②》

②エコチャレンジスクール認定事業の推進

- ・学校版環境 ISO を実践する学校を認定する「エコチャレンジスクール認定事業」を推進します。《重点②》

③「川エコの知恵」の普及

- ・市ホームページ等を通じ、「地球にやさしいエコライフ」と「小江戸の知恵」を融合させた川越らしい地球温暖化対策として「川エコの知恵」を広め、実践を促進します。《重点②》

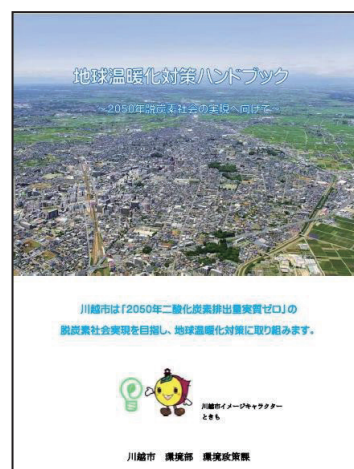
④地球温暖化対策への意識啓発

- ・市のホームページ等を通じ、地球温暖化対策に関する取組、支援制度や関連イベント等の情報を提供し、地球温暖化対策への意識啓発を図ります。
- ・情報提供等により、省エネラベルやグリーン購入*について普及啓発を図ります。
- ・カーボン・オフセット*の取組の普及促進を図ります。
- ・事業所や家庭の節電分に対して、報酬金を支払う仕組みであるネガワット取引について調査研究を行います。
- ・フードマイレージを小さくすることが地球温暖化対策につながることを啓発するとともに、地産地消の実践を促進します。《重点⑤》
- ・フードドライブの実践、「てまえどり」の啓発等により、食品ロスの削減を促進します。
- ・献立を工夫して学校給食に地場産農産物を取り入れ、地産地消を推進します。
- ・情報提供により、電力事業者が設置を進めるスマートメーター*の活用を促進し、節電の向上を図ります。

「川エコ」のスヌメ

江戸時代、人々は高度な循環型社会を形成し、地球環境にやさしい生活＝エコライフを送っていたと言われています。何度もしサイクルしていた「着物」、物を形に合わせて持ち運びできる「風呂敷」、風呂の残り湯などを利用して夏の気温を下げる「打ち水」など…。

「蔵造り」など江戸の文化を今に伝える小江戸川越は、エコライフの実践にふさわしい場であると言えます。毎日の暮らしの中で、川越らしい地球温暖化対策を実践する市民の皆さんのエコライフ。それが、「川エコ」です。



地球温暖化対策ハンドブック

(2)事業所における省エネ行動

①工場・事業所対策の推進

- ・川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー使用量若しくは温室効果ガス排出量が一定量以上の事業者に対し「温室効果ガス排出削減計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、温室効果ガスの排出削減を促進します。《重点③》

②環境経営の普及促進

- ・情報提供等により、ISO14001*等の環境マネジメントシステム*の認証の取得や埼玉県エコアップ認証、市ゴールドエコストア、エコオフィス等の普及を促進します。

《重点③》

- ・情報提供等により、再生可能エネルギー由来電気への切替を促進します。

《重点①③》

- ・中小事業者に対し、自治体イニシアティブ・プログラム*による講習会を開催し、エコアクション 21*の認証取得の普及を促進します。《重点③》
- ・環境保全型農業の普及促進を図ります。
- ・エコドライブの普及促進を図ります。《重点⑤》
- ・フードマイレージを小さくすることが地球温暖化対策につながることを啓発するとともに、地産地消の実践を促進します。《重点⑤》
- ・環境配慮に積極的に取り組む事業者に対する優遇措置を図ります。(ISO14001*、エコアクション 21 又は埼玉県エコアップ認証制度のいずれかの認証取得を建設工事に係る入札参加資格者の格付け及び総合評価方式による入札の評価項目に一部導入)
- ・情報提供等により、グリーン購入*について普及啓発を図ります。

地産地消で環境にやさしくおいしく

私たちの食生活は、膨大なエネルギー消費の上に成り立っており、そのことを示す指標の1つに「フードマイレージ」があります。これは、食べ物の生産地から食卓までの輸送に要した「重さ×距離」で表します。日本は食糧輸入が多く、人口1人当たりの輸入食料のフードマイレージは、2010年には6,770t・km（トンキロメートル）と試算され、諸外国と比較すると高い水準といえます。生産地と食卓の距離が遠くなるほど、輸送時に二酸化炭素（CO₂）などがたくさん排出され、地球温暖化などにも影響を及ぼします。

食と交通と環境は、毎日の買い物でつながっています。そこで考えたのが「地産地消」です。これは、地元で採れた農産物を地元で食べようという考え方で、日々の買い物を通じてフードマイレージを小さくすることができます。

川越には、地元で採れる新鮮・安全な食材が豊富にあります。皆さんも「地産地消」で、やさしく、おいしく環境に取り組んでみませんか。

国名	人口1人当たりの輸入食料のフード・マイレージ
日本	7,093t・km（2001年） 6,770t・km（2010年）
米国	1,051t・km（2001年）
英国	3,195t・km（2001年）
フランス	1,738t・km（2001年）
ドイツ	2,090t・km（2001年）

注：比較データが古いものであることに留意
出典：令和2年度版環境白書

③エコチャレンジカンパニーの広場事業の推進

- ・市ホームページ等を通じ、事業者の地球温暖化対策に関する具体的な取組や支援制度等の情報を提供する「エコチャレンジカンパニーの広場事業」を推進します。

《重点③》

④省エネ診断*の普及促進

- ・工場、事業所や店舗等に対する省エネルギー診断を促進します。《重点③》

(3)住宅・建築物の省エネ化

①建築物の環境配慮

- ・川越市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築、増築又は改築を行う建築主に対し、「建築物環境配慮計画書」の作成を義務付け、実施状況を公表することにより、環境負荷の少ない建築物への誘導を図ります。《重点③》

②建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律*の的確な執行

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく届出等について、適合するよう指導・助言等を行います。

③住宅省エネ性能表示や CASBEE*の普及促進

- ・省エネ性能表示等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度、長期優良住宅建築等計画認定制度、低炭素建築物新築等計画認定制度）や「CASBEE（建築物総合環境評価システム）」の普及を促進します。

④省エネ住宅の普及促進

- ・高断熱、高気密住宅や ZEH 等の省エネ住宅の普及を促進します。《重点④》
- ・情報提供等により、既存住宅における省エネ改修、断熱改修を促進します。

《重点④》

環境にやさしい取組を実践する事業者を紹介します

～エコチャレンジカンパニーの広場事業～

本市では、事業者の皆さんが日々取り組んでいる環境にやさしい取組を積極的に公表し、PR する場や交流の場を提供することによって、環境経営を促進していくことを目的に「エコチャレンジカンパニーの広場」を市ホームページに開設しています。



市ホームページ（エコチャレンジカンパニーの広場トップページ）

(4)設備・機器の省エネ化

①「統一省エネラベル」の表示義務化

- ・川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー消費量が多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列する販売店に対し、「統一省エネラベル」による機械器具のエネルギー消費効率等の表示を義務付けます。《重点③・④》

②省エネ型機器の普及促進

- ・情報提供等を通じて、家庭向け高効率給湯器等、各種の省エネ機器の普及を促進します。

(5)緑化・雨水利用の促進

①緑化の推進

- ・生け垣設置、屋上緑化、壁面緑化*、駐車場緑化等の支援や市民花壇指定、苗木配布の推進等により、各家庭や生活空間での緑化を促進します。

②雨水利用の普及促進

- ・補助制度等により、雨水利用施設の設置を促進します。《重点④》

選んでお得！省エネラベル

家庭での省エネ効果をあげるには、家電製品など身の回りの機器の上手な使い方を心がけるとともに、購入時に省エネ性能の高いものを選ぶことが大切です。そこでチェックしたいのが「統一省エネラベル」です。これは、エアコン、冷蔵庫、テレビ等を対象に製品の省エネ性能がわかりやすく見分けられるよう表示するものです。市では、これらの対象製品をいずれか5台以上を陳列して販売する小売店に対して、「統一省エネラベル」を表示するよう義務付けています。省エネ型製品は、二酸化炭素の削減に役立ち、環境にやさしいだけでなく、毎月の光熱費もグンとオトクになる優れものです。「統一省エネラベル」を参考に、地球にもおサイフにもやさしい省エネ家電を選びましょう。



省エネ性能

★★★★☆ 4.4

省エネ基準達成率 131% 固有エネルギー消費効率 131.0 lm/W

目録年度2020年度

メーカー名 | 機種名

この製品を1年間（1日に5.5時間）使用した場合の目安電気料金

1,240 円

目安電気料金は使用時間の外にも使用条件や電力会社等により異なります。使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

LTE-R0211

新しいラベルのポイントは主に3つ

- ポイント 1 **多段階評価点**
市場における製品の省エネ性能を高い順に5.0～1.0までの41段階で表示します。
- ポイント 2 **省エネルギーラベル**
トップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示します。
- ポイント 3 **年間目安エネルギー料金**
当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示します。
※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金または目安灯油料金を指します。

出典：小売事業者表示制度（統一省エネラベル等）とは （資源エネルギー庁）

(6)自動車の省 CO₂化

①次世代自動車の普及促進

- ・次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）について情報提供し、選択を促進します。《重点⑤》
- ・蓄電機能を生かした電気自動車及び充電インフラの普及促進を図ります。《重点⑤》
- ・情報提供等により、電気バス、電気トラックの普及に努めます。

②エコドライブの普及促進

- ・エコドライブシミュレーターなどを活用し、イベントなどの機会を捉えて、環境負荷の少ない運転技術の普及、エコドライバーの育成を図ります。《重点⑤》

(7)行政の率先実行（省エネ推進等）

①実行計画の推進

- ・「第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、全ての市の活動について環境配慮を実践し、市役所自らの取組を積極的に推進します。《重点③》

②公共施設の省エネ化の推進

- ・公共施設の新築、改築をする際は、「公共工事における環境配慮指針」に基づき、環境負荷の低減に配慮した施設等を計画・設計・整備し、適正な管理に努めます。

③屋上緑化、壁面緑化*、駐車場緑化の推進

- ・公共施設で率先して取り組み、家庭や事業所における屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化の普及を図ります。

④緑のカーテン事業の推進

- ・公共施設で率先して取り組み、家庭や事業所における緑のカーテンの普及を図ります。《重点⑥》

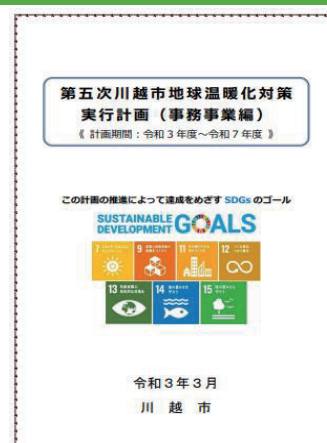
⑤次世代自動車の導入

- ・次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）への移行を推進します。

市役所の地球温暖化対策

市役所も市内の1つの事業所です。文書の作成、OA機器の利用、公共工事の実施、物品の購入など、日常業務の中で大量の資源やエネルギーを消費しています。

市では、「第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しています。全ての市の活動について環境配慮を実践し、市役所自らの取組を積極的に推進し、温室効果ガス排出量の削減、エネルギー使用量の削減などに努めています。



(8)環境教育等の推進

①環境教育・環境学習の推進

- ・講演会やシンポジウム等のイベントを開催し、地球温暖化に関する学習を推進します。
- ・環境プラザ（つばさ館）を活用し、市民の環境についての学習や活動を促進します。

《重点⑦》

- ・こどもエコクラブの活動を支援するとともに、エネルギーや廃棄物等の地球温暖化に関連した活動の充実を図ります。
- ・環境学習講座において地球温暖化対策に関する講座の充実を図ります。

②取組意欲の向上

- ・温室効果ガスの排出削減に関して、優れた取組を行った個人、団体や事業者等を表彰します。

③人材の育成・活用

- ・講演会や研究会等の学習機会の提供に努め、環境保全活動のリーダーを育成します。
- ・埼玉県環境アドバイザー制度や埼玉県環境教育アシスタント制度への登録を促すとともに、環境学習や環境保全活動等に当たっては積極的な活用を促進します。

④環境情報の収集・提供・普及啓発

- ・市のホームページ等を通じ、地球温暖化対策に関する具体的な取組、支援制度や関連イベント等の情報を適宜提供します。
- ・毎年を取組の実施状況、市域の温室効果ガスの排出状況や目標の達成状況等を公表するとともに、市民からの意見等を募集し、取組に生かします。
- ・「市民環境調査」等により、市内で現れている環境への影響、兆候について調査・観察します。《重点②》
- ・アンケート調査等の実施により、家庭等におけるエネルギー消費量や温室効果ガス排出量について情報収集、分析を行います。（計画の見直し時に実施）
- ・市民や市民団体による動植物等の調査や講座等を開催するなどして、多くの人が自然とふれあい、自然の豊かさを実感できるような機会を提供します。

(9)多様な主体との連携確保

①各主体との協働の仕組みづくり

- ・「かわごえ環境ネット*」、「かわごえ環境推進員」、「川越環境保全連絡協議会」等との協働事業を推進します。
- ・イベントを通して市民へ環境に配慮した取組を啓発するため、環境に配慮したイベントを認定する「エコチャレンジイベント認定事業」を推進し、登録イベントの拡大を図ります。《重点②》
- ・「かわごえ環境フォーラム」等の関連イベントの開催を支援します。
- ・県が主催する「エコライフ DAY」に参加・協力します。

②広域連携

- ・広域で取り組むことが望ましい取組（例：幹線道路の通過交通に対する啓発活動など）について、関係自治体と連携した取組を推進します。
-

3 地域環境の整備

(1) 脱炭素型都市デザイン

① 都市機能の集約化

- ・都市機能の集約等を通じて、公共交通利用による歩いて暮らせる環境負荷の少ないコンパクトな市街地を形成します。

② 地域のエネルギーの有効利用

- ・市街地開発事業等に際して、エネルギーの面的利用について検討します。

③ 都市の熱環境の改善

- ・ヒートアイランド現象*緩和のため、都市公園の整備や緑地、農地の保全を図るとともに、緑地や水面からの風の通り道を確認する等の観点から、水と緑のネットワークの形成を推進するための施策を検討します。

(2) 交通体系の整備

① 自動車利用の抑制

- ・歩行者や自転車が通行しやすい道路環境づくりを推進します。
- ・バス停周辺の自転車駐輪場の整備を促進し、サイクルアンドバスライド*を促進します。
- ・既存公共交通機関を補完する移動手段の一つとして、自転車シェアリング*を促進します。

《重点⑤》

② 公共交通機関の利用促進

- ・市民に対して公共交通機関の利用を働きかけます。《重点⑤》
- ・鉄道駅のバリアフリー化や分かりやすい案内サインの充実などにより、誰もが使いやすい施設整備の促進を図ります。
- ・路線バスの待ち時間の快適化のため、バス停の上屋等の設置を促進します。
- ・電車とバスの乗り継ぎの抵抗感低減のため、路線バスの発着案内の整備を促進します。
- ・高速バスの利便性向上のため、新規路線の設置や既設路線の運行本数の増加等を促進します。
- ・路線バスの利便性向上のため、ノンステップバスの導入を促し、バリアフリー化を図ります。
- ・市内循環バス「川越シャトル」の利便性向上及び利用促進のため、路線、運行本数や目的地などの見直しや改善を行うなど効率的な運行に努めます。

③ 自動車交通の円滑化

- ・渋滞を緩和するため、環状道路、広域幹線道路、交差点改良などの道路整備を推進します。
- ・交差点の改良など、交通の円滑化を確保するよう努めます。
- ・工事時期の調整や工法の工夫により、路上工事時間の縮減に努めます。
- ・郊外型駐車場の整備や中心市街地への自動車の乗り入れの抑制を図ります。

(3) 森林吸収源対策

① 木材資源の有効利用の促進

- ・情報提供等により、国産材、間伐材の利用を促進します。

(4)身近な緑地の保全、緑化の推進

①雑木林等の公有地化

- ・武蔵野の面影を残す雑木林等を公有地化により保全します。

②くぬぎ山自然再生事業の推進

- ・川越市、所沢市、狭山市、三芳町に広がる「くぬぎ山」の雑木林を県や関係市町と連携を図りながら、保全します。

③市民の森*指定事業の推進

- ・川越市民の森指定要綱に基づき、市民の森の指定により、市民に憩いの場を提供します。

《重点⑥》

④保存樹林指定事業の推進

- ・保存樹林の指定を推進し、市内に残る樹林の保全を図ります。《重点⑥》

⑤保存樹木指定事業の推進

- ・保存樹木の指定を推進し、市内に残る樹木の保全を図ります。《重点⑥》

⑥自然再生ボランティアの育成

- ・自然再生等に取り組むボランティアを育成します。

⑦苗木配布事業の推進

- ・苗木配布等の緑に関するイベントの充実を図ります。《重点⑥》

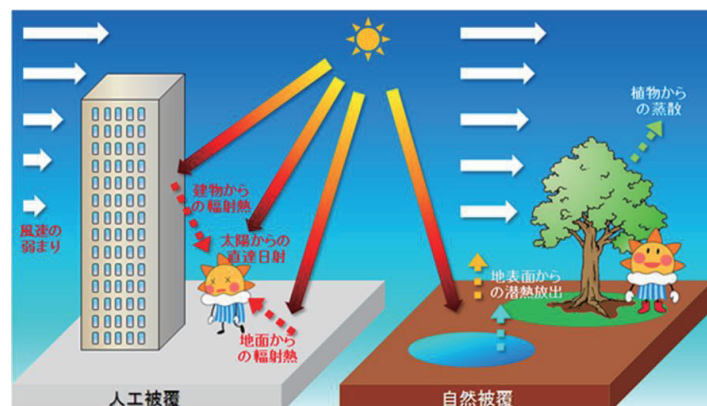
⑧都市公園の整備

- ・「緑の基本計画」に基づき、計画的に都市公園の整備を推進します。

ヒートアイランド現象*と緑の役割

地表をビルや舗装道路で覆われている所では、コンクリートやアスファルトがとても熱くなります。また、空調機器や自動車からも熱がたくさん出ており、都市部などは周辺よりも気温が高くなっています。地図上で同じ気温の地点を線で結ぶと都市部などが、ぽっかりと浮かんだ島のように見える現象が「ヒートアイランド現象」と言われています。

ビルやマンションの屋上などを植物で緑化する屋上緑化などは、ヒートアイランド現象の緩和に効果的だと言われています。また、植物の蒸散作用による周辺の温度の低下や建物の断熱効果も高く省エネにもつながります。



出典：気象庁HP（ヒートアイランド現象）

本市の緑の面積について、2013年度（平成25年度）から2021年度（令和3年度）の推移を見ると、都市公園などの緑が増加する一方で、農地などの緑が減少しており、全体としては緑が減少しています。緑豊かな都市空間を形成するためには、都市の大半を占める民有地の緑の保全・創出が大切です。また、ヒートアイランド現象対策の観点では、単に緑があれば良いのではなく、まとまった緑や連続した緑が重要です。緑豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくためには、市民、事業者、民間団体及び市が協働し、緑を守り、つくり、育てていく必要があります。

4

循環型社会の構築

(1)家庭における廃棄物（ごみ）対策の推進

①循環型社会形成に向けた総合的な対策の実施

- ・「ごみ処理基本計画」に基づく各種の施策を推進します。《重点⑦》

②発生抑制（リデュース）の促進

- ・フードドライブの実践、「てまえどり」の啓発等により、食品ロスの削減を促進します。
- ・レジ袋を削減し、ごみの発生を抑制するため、マイバッグ、マイボトルの利用を促進します。
- ・生ごみ処理機器等の購入費補助等により、家庭から排出される生ごみの減量化を促進します。
- ・市民の理解・協力を得ながら、家庭系ごみ処理の有料化について検討を進めます。
- ・情報提供等により、グリーン購入*について普及啓発を図ります。

③再使用（リユース）の促進

- ・環境プラザ（つばさ館）において、家庭で不用になった物の引き取りや必要な人への有償頒布を行い、再使用・再利用の促進を図ります。

④集団回収の促進

- ・自治会や子供会が自主的に実施している集団回収を支援し、ごみの減量・資源化を図ります。《重点⑦》

(2)事業所における廃棄物（ごみ）対策の推進

①循環型社会形成に向けた総合的な対策の実施

- ・「ごみ処理基本計画」に基づく各種の施策を推進します。《重点⑦》

②発生抑制（リデュース）の促進

- ・プラスチックごみの発生を抑制するため、事業者の協力を得ながらレジ袋削減、過剰包装の削減を促進します。
- ・ごみ減量化や省エネルギーの実践等、環境に配慮した活動を実践している店舗等の活動を支援する「エコストア・エコオフィス認定制度」を推進します。
- ・情報提供等により、グリーン購入について普及啓発を図ります。

③再生利用（リサイクル）の促進

- ・多量排出事業者制度により、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別の推進及び再生利用の促進を図ります。《重点⑦》

④適正処理の確保

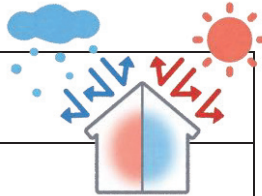
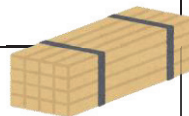
- ・自動車リサイクル法に基づく、フロン類の適正処理について普及啓発、指導を実施します。

6-3 市民の取組

市民は、日常生活と地球温暖化問題の関わりについて理解を深め、省資源・省エネルギー行動を着実に実践することが必要です。多くの家電製品に囲まれて生活している現在では、日常における細やかな節電を心がけることが大切です。また、太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの活用を図ることも地球温暖化対策において長期的に重要になります。

出典：「1日のCO₂削減量（g）」及び「1か月の節約額（円）」は、資源エネルギー庁「省エネ徹底ガイド春夏秋冬」、埼玉県「家庭のCO₂削減ハンドブック」、環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を基に作成

○ 住宅の新築、改築時における取組

住宅のエネルギー性能の向上	住宅の新築・増改築に当たっては、冷暖房効率の高い住宅（高断熱住宅等）の選択に努める	
	住宅・マンション等の改修時は、高断熱・高気密化に努める（高断熱は温度バリアフリーに寄与）	
再生可能エネルギー等の活用	住宅の新築・改築時に当たっては、太陽光発電システムや太陽熱利用機器*などの再生可能エネルギーの導入を検討する	
その他	住宅の新築・増改築に当たっては、地場産木材の利用を検討する（地域の森林保全に寄与）	

○ 省エネ家電、高効率給湯器への買い替え

照明機器	交換時は、省エネタイプの器具へ切り替える（白熱電球→LED電球等）		1日のCO ₂ 削減量（g）	1か月の節約額（円）
			145	203
家電製品	エアコンを買い替える際は、省エネ性能の高いものを買う		477	999
	冷蔵庫を買い替える際は、省エネ性能の高いものを買う		473	990
	待機時消費電力*の少ない商品やエネルギー効率のよい機器を購入する		-	-

○ 節水

洗濯	洗濯物はまとめて洗う		1日のCO ₂ 削減量（g）	1か月の節約額（円）
	残り湯などを洗濯に有効利用する		10	332
入浴	シャワーは、出しっ放しにしない（1日1分短縮）		16	288
その他	雨水貯留槽の設置など、雨水を有効に活用する		79	275
			-	-

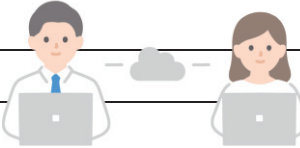
○ 地産地消、環境配慮製品・サービスの選択		1日のCO ₂ 削減量 (g)	1か月の節約額 (円)
食品	フードマイレージに関心を持ち、食材を購入する際には、地域で生産された食材を選択（地産地消）する	49	-
	旬の野菜を食べる	108	-
	食材は無駄のないように必要量を決めて購入し、食べ残しをしない	-	-
買い物全般	エコマーク商品や再生品など、環境に配慮した商品を購入する	-	-
	省包装の選択やマイバッグを携帯し、レジ袋の利用を控える	39	-
	詰め替え可能な商品を優先的に購入する	-	-
家庭外での食事	ペットボトルではなくマイボトルを使用する	39	-

○ 交通手段の見直し（自動車利用の抑制）		1日のCO ₂ 削減量 (g)	1か月の節約額 (円)
近距離の移動は、車の利用を控え、徒歩や自転車を利用する (1日 2km 自動車利用をやめた場合)		168	278
遠距離の移動は、車の利用を控え、電車を利用する (1か月に 15 回、5 km の自動車利用をやめた場合)		381	-
遠距離の移動は、車の利用を控え、バスを利用する (1か月に 15 回、5 km の自動車利用をやめた場合)		302	-

○ 次世代自動車への買い替え		1日のCO ₂ 削減量 (g)	1か月の節約額 (円)
自動車の購入・更新時は、次世代自動車を選択する（ガソリン自動車をハイブリッド自動車に買い替えた場合、走行距離 500km/月）		1,618	2,682
排気量など用途に応じた必要最小限の車両の購入に努める		-	-

○ ごみの削減・分別		1日のCO ₂ 削減量 (g)	1か月の節約額 (円)
分別	市の分別区分に従った排出を徹底する		
衣類	バザーやフリーマーケットにより、衣類などの資源化・再利用に努める		
生ごみ	生ごみの堆肥化に努め、花壇や畑で活用する		
代替フロン	エアコンや冷蔵庫、自動車等を廃棄する際は、法律に基づき適正に処理する		
トイレ	トイレットペーパーは、再生紙を利用した製品を購入し必要以上の使用を控える		
その他	生ごみは、水切りを徹底する		

○ ライフスタイルの転換

テレワーク	通勤に伴う移動を削減する	
クールビズ・ウォームビズ	過度な冷暖房の使用を抑える	
サステナブルファッション	リサイクル素材を使った環境に配慮した服を選ぶ 持っている服を長く大切に着る	

新しい国民運動「デコ活」

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しすることを目的として、環境省主導のもと展開されています。

＜具体的な取組＞

①脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿の提案



②国、自治体、企業、団体、消費者等の取組を結集した「新しい暮らし」創りの後押し

「新しい暮らし」創りに向けた4つの切り口

- ・ デジタルも駆使した、多様で快適な働き方・暮らし方の後押し (テレワークなど)
- ・ 脱炭素につながる新たな豊かな暮らしを支える製品・サービスの提供・提案
- ・ インセンティブや効果的な情報発信(気づき、ナッジ)を通じた行動変容の後押し
- ・ 地域独自の(気候、文化等に応じた)暮らし方の提案、支援

出典：環境省「デコ活 (脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」

6-4 事業者の取組

事業者は、製品の製造、流通、消費、リサイクル、廃棄物等の事業活動に関わるすべての過程を通じ、温室効果ガスの排出削減に努める必要があります。省資源・省エネルギーの実践、再生可能エネルギー等の活用、従業員への環境教育の実施とその取組全体をマネジメントする体制づくりなどが求められます。

○ 省エネルギーの徹底

建物の省エネ化	条例に基づき、一定規模以上の建築物を新築・増築・改築する際は、「建築物環境配慮計画書」を作成し、提出する
	建物を建築する際は、環境負荷の少ない建物の建築に努める
	エネルギー消費量の削減を図るため、BEMS*（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入などを検討する
	節水機器の導入や雨水利用に努める
	新增改築の際には、断熱化などによる空調負荷の軽減に努める
	省エネ診断*などにより、ESCO 事業*や機械器具・設備のエネルギー使用の合理化を推進する
省エネルギー型機器・高効率機器の導入	ヒートポンプ*やコージェネレーションシステム*など効率の良いエネルギー供給システムの導入を検討する
	高効率ターボ冷凍機、高効率ボイラーやインバータ*機器の導入を検討する
省エネ推進への仕組づくり	条例に基づき、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量が一定量以上の特定排出事業者は「温室効果ガス排出削減計画書」を作成し、提出する。
	ISO14001*やエコアクション 21*などの環境マネジメントシステム*の認証取得に努める
	従業員への環境教育を推進し、省エネ意識の向上に努める

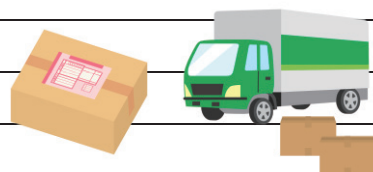


○ CO₂ フリーエネルギーへの転換

再生可能エネルギーの導入	太陽光発電システムや太陽熱利用機器*の導入に努める (例) 自社設置自家消費、PPA*モデル、再エネの購入
--------------	--

○ 運輸における取組

自動車利用の抑制	通勤や出張時の自動車利用を控え、電車やバスなどの公共交通機関を利用する
効率的な輸配送	適正な在庫管理を行う
	輸配送回数の見直しを行う
	帰り荷の利用を促進する
自動車の購入	自動車の購入・更新時は、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）を選択する
	排気量など用途に応じた必要最小限の車両の購入に努める



○ 環境負荷の少ない事業活動への取組

環境負荷の少ない 製品の開発や製造	エネルギー消費の少ない製品の開発・製造・販売を行う
	廃棄時のリサイクルなどを考慮した製品の開発・製造・販売を行う

○ 環境価値、森林吸収等の活用



環境価値証書の 購入	省エネ等の取組後、削減しきれなかった CO ₂ 排出分を証書として購入した環境価値や森林吸収などで相殺する (例) グリーン電力・熱証書*、非化石証書、J-クレジット
---------------	---

6-5 民間団体の取組

民間団体は、その活動において、省資源・省エネルギーなど地球温暖化対策の取組を実践することが求められます。また、市が実施する施策に協力するとともに、地域社会や市民が行う活動に対し、積極的に参加・支援していくことが必要です。

○ 民間団体の活動における取組

省資源・省エネルギー	日常の活動において、各種の省資源・省エネルギーの取組を実施する
啓発活動	地域社会や市民に対して、地球温暖化対策に関する啓発活動を実施する
イベント実施時の 環境配慮	イベントを実施する際は、「エコチャレンジイベント」の認定を受ける
	イベントを実施する際は、カーボン・オフセット*を検討する
市との連携・協力	市と連携して地球温暖化対策のための事業を実施する
	市が実施する地球温暖化対策の施策に協力する
	地球温暖化対策地域協議会の活動に協力する



6-6 滞在者の取組

滞在者は、滞在中の活動に際して排出される温室効果ガスの削減に努め、市の実践する施策に協力することが必要です。毎年、多くの観光旅行者が訪れることから、訪問時・移動時において、公共交通機関を利用するなどの取組が求められます。

○ 滞在中の活動における取組

訪問・移動時の環境配慮	訪問・移動時には、公共交通機関を利用する
	マイカーを利用する際は、エコドライブに努める
ごみの分別	市の分別区分に従った排出を徹底する
市の施策への協力	市が実施する地球温暖化対策の施策に協力する
	地球温暖化対策地域協議会の活動に協力する

